

ひとり親家庭医療について

ひとり親家庭が医療機関等で支払う医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。
大阪府内の医療機関等で使えるひとり親家庭医療証を交付します。
医療機関等でひとり親家庭医療証を提示することで、保険適用の医療費が助成されます。
(一部自己負担金が必要です。)

《受給資格》

18歳に到達した最初の年度末までの児童を養育しているひとり親（父、母、または養育者）及びその児童です。

ただし

1. 扶養親族等の人数により、下表の所得以下の方が対象になります。

(児童扶養手当の所得制限を準用)

扶養親族等の数	父又は母及び養育者	同居している扶養義務者等・孤児の子の養育者
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満
4人	344万円未満	388万円未満
5人	382万円未満	426万円未満

2. 一部自己負担金が必要です。

ひとつの医療機関あたり入通院各々1日500円まで（月2回（1,000円まで）を限度）の一部自己負担金が必要です。調剤薬局では一部自己負担金は不要です。

また、一人あたりの自己負担額は1ヵ月2,500円までとなります。2,500円を超えて支払った一部自己負担金については、下記と同様にこども支援課の償還（返還）の手続きをしてください。後日、振込で償還（返金）します。領収証が必要になりますので捨てないでください。

《届出が必要な場合》

名前が変わったとき

住所や住んでいる場所が変わったとき

健康保険証が変わったとき

生活保護を受けるようになったとき

ひとり親家庭でなくなったとき

裏面へ

《府外の医療機関で医療費を自己負担した場合》

大阪府外の医療機関等を受診したときなど医療費（保険適応分）を自己負担した場合は、現金給付制度がありますので、後日振込により給付されます。受診後2年以内に申請してください。

下記のものを持って、こども支援課までお越しください。

- 持参品
 - 領収証※
 - 健康保険証
 - ひとり親家庭医療証
 - 振込先の通帳

《15歳到達後の最初の3月末日までの児童が入院した場合》

子ども医療費助成制度の対象年齢（15歳到達後の最初の3月末日まで）の方が入院時の食事代を自己負担した場合は、現金給付制度がありますので、後日振込により給付されます。

下記のものを持って、こども支援課までお越しください。

- 持参品
 - 領収証※
 - 健康保険証
 - ひとり親家庭医療証
 - 振込先の通帳

※領収証について

次のような内容が記載された領収証を受診者別・病院（診療科）別、月別にもらってください。

- ・受診者名・領収金額・保険点数・保険適用外の金額（自費分）
- ・一部自己負担額（大阪府の場合）・診療日（診療期間）・診療日数
- ・医療機関等の名称、住所、電話番号

*その他わからないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

阪南市こども未来部こども支援課ひとり親家庭医療担当

Tel(直通)072-489-4519

Tel(代表)072-471-5678 内線 2221・2280